



日置市農業委員会だより

令和6年3月発行〈第19号〉日置市農業委員会



尾木場集落の棚田で熱心に稲刈りをする参加者

「第20回尾木場めだかの里米作り体験」が10月15日に開かれ、市内外からの9家族、専門学校生など74人が参加しました。

主な内容

- ◎ 会長あいさつ、農業委員・農地利用最適化推進委員名簿 2頁
- ◎ 遊休農地解消事業費補助金制度、地域計画 3頁
- ◎ 農地の売買・貸借・転用 4頁
- ◎ 豊かな老後を支える農業者年金他 5頁
- ◎ 令和6年度農作業関連標準賃金表 6頁
- ◎ 令和6年度農地の賃借料情報 7頁
- ◎ 総会開催日他 8頁



会長あいさつ

日置市農業委員会 会長 奥 和俊

市民の皆様方には、日頃から農業委員会の業務に対しまして御理解と御協力を賜り心から感謝申し上げます。

日置市農業委員会は、令和5年7月20日、「農業委員19名、農地利用最適化推進委員15名」が新たに選任され、新体制として34名でスタートしました。また、私自身も新会長として選任していただき、今後、農業委員会一丸となって使命を果たしていく所存でございます。

さて、わが国の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、鳥獣による被害等に加え、ロシアによるウクライナ情勢に伴うエネルギー価格、肥料、飼料等の価格が高騰し、大変厳しい状況が続いております。こうした中、国は令和4年5月に農業経営基盤促進法の一部を改正し、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的且つ総合的な利用に関する目標を定めた「地域計画」を策定することとしています。

農業委員会におきましても、農地所有者、耕作者の10年後を見据え、守るべき農地を効率的かつ総合的な利用を図るべく「目標地図の素案作成」や「話し合い活動」を実施してまいります。

今後とも、農地の有効利用と担い手の確保・育成に努め、希望の持てる農業ができるよう、課題解決に向けて尽力してまいりますので、皆様には一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

★日置市農業委員 (定数 19人)

任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日

議席	氏名	地域	電話番号	議席	氏名	地域	電話番号
◎ 1	奥 和 俊	東市来	099-274-1484	11	今屋政市	吹 上	099-299-3326
○ 2	地頭所忠一	吹 上	099-296-3128	12	池田初男	東市来	099-274-3512
3	楠 眞 憲	吹 上	099-296-8250	13	満尾修一	日 吉	099-292-5043
4	重水賢治	東市来	099-274-6287	14	今村龍太郎	吹 上	080-9142-7421
5	山口義廣	伊集院	099-273-6997	15	宮 脇 誠	日 吉	099-292-5051
6	久保聖子	吹 上	080-2718-3750	16	梅本昭広	伊集院	099-273-2570
7	荒木信之	伊集院	099-273-0690	17	西園賢一郎	吹 上	099-296-6498
8	銚之原正美	東市来	099-274-6821	18	横山義晴	伊集院	099-273-9464
9	黒葛クルミ	日 吉	099-292-3965	19	中玉利一朗	伊集院	099-273-3086
10	上原孝一	日 吉	099-292-4031				

◎は会長 ○は会長代理

★日置市農地利用最適化推進委員 (定数 15人：東市来4人、伊集院4人、日吉2人、吹上5人)

任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日

	氏名	地域	電話番号		氏名	地域	電話番号
1	佐藤洋三	東市来	099-274-3444	1	檀元和則	日 吉	099-292-4233
2	松崎秀樹	東市来	099-274-5307	2	濱崎浩一	日 吉	099-292-4508
3	下池健悟	東市来	090-9795-7577	1	田中博視	吹 上	099-299-3530
4	川畑直樹	東市来	099-811-6981	2	有馬孝一	吹 上	099-296-3579
1	有村昭郎	伊集院	080-1743-9637	3	鶴田浩志	吹 上	090-3985-1971
2	南田達宏	伊集院	099-273-6018	4	田中宏和	吹 上	099-296-5353
3	榎園博文	伊集院	099-273-1110	5	永野彰一	吹 上	099-296-5767
4	池田直人	伊集院	099-273-2084				

補助金制度を活用して遊休農地の解消を図りましょう!

日置市では、遊休農地を解消する簡易な復旧事業を行う農業者、法人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金制度につきましては、次のとおりです。

- ① 補助対象者 利用権の設定又は所有権移転を行い、遊休農地に係る事業を実施し、3年以上耕作する日置市内に住所を有する農業者等。
- ② 補助対象経費 遊休農地解消事業費が1万円以上
- ③ 補助金の区分及び単価

区 分	1 a 当りの単価
事業を委託して施工する場合	3,000 円
事業を自ら施工する場合（重機等の借上げする場合）	2,000 円
事業を自ら施工する場合（重機等の借上げをしない場合）	1,000 円

※ 解消する農地面積に1 a 当り × 単価（その面積に1 a 未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた面積）。ただし、上限額は20万円。

※ 提出書類は申請書、事業計画書、利用権の設定又は所有権移転を証する書類の写し、事業に要する経費の見積書、遊休農地の現況が確認できる写真

『人・農地プラン』から『地域計画』へ

令和4年5月に農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、地域農業の将来のあり方を示した「人・農地プラン」に代わって、将来の農地の効率的且つ総合的な利用に関する目標を定めた「地域計画」に変わります。

農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の拡大により地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるように、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題となっています。

そのため、地域での話し合いにより、今後の地域の農業の在り方や将来の農地利用の姿を明確化するものです。

おおむね10年後を見据えて、地域農業の担い手や地域の代表者などの地域関係者及び関係機関を交えて地域農業の在り方や農用地の利用目標について話し合うことが重要になります。



農地の売買、貸し借り、転用等には 農業委員会の許可が必要です。

農地法第3条許可申請

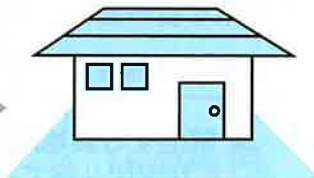
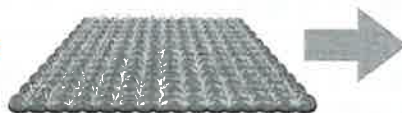
農地を耕作目的で売買・贈与・交換・貸借する場合
次の事項に該当すると、許可されない場合があります。

- 1 申請する農地を含め、所有している農地や借りている農地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められない場合
- 2 権利取得者または、その世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合
- 3 申請農地周辺の農地利用に影響を与えると認められる場合
- 4 その他、農地法の許可基準を満たさない場合



農地法第4条許可申請

自分名義の農地を転用する場合



農地法第5条許可申請

他人名義の農地を売買や貸借して転用する場合

農地の転用とは、農地を農地以外（住宅や工場等の建物敷地、駐車場、資材置場、山林など）の用地にすることです。

転用許可を得て農地を転用する場合、許可日から3ヵ月後及びその1年ごとに進捗状況を報告することが求められています。

次の事項に該当すると、許可されない場合があります。

- 1 農業振興地域の農用地区域内にある場合
 - 2 転用事業の確実性が認められない場合
 - 3 災害の発生や周辺農地に被害を及ぼすおそれがある場合
 - 4 一時転用で、農地への原状回復が確実と認められない場合
 - 5 その他、農地法の許可基準を満たさない場合
- ※ 上記 1 に該当する農地以外の場合でも転用できない農地があります。また、転用の内容により、必要な書類等も異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
- ※ 転用する農地の面積が2 ha 以下の場合には農業委員会、2 ha 超の場合には農業委員会を通じて県知事が許可します。
- ※ 4条・5条の許可を受けて転用が済んでも、地目の変更登記がなされていないものが散見されます。転用が済んだら速やかに地目変更登記をお願いします。
- ※ 農地の権利を相続、時効取得、包括遺贈、法人の分割・合併により取得した場合は、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を提出してください。

農業者年金 で生活の安定を考えませんか？

国が支える大きな安心！
しっかり積み立て、安心で豊かな老後を！

☆ 加入資格

- ① 国民年金の第1号被保険者。(保険料の免除者は除く)
- ② 年間60日以上農業従事者。
- ③ 60歳未満の方(国民年金任意加入中の方は60歳から65歳未満まで加入できます)。



☆ 農業者年金は、国民年金(基礎年金)に上乗せした任意加入の公的年金制度

- ① 積立方式(確定拠出型)で少子高齢化時代に強く、元本割れしないのもメリットです。
- ② 生活設計や経営状況に合わせて、保険料は月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円まで千円単位で設定が可能です。
- ③ 終身年金であり、80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。
- ④ 支払った保険料は全額(最高80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の節税になります。
- ⑤ 認定農業者など一定の要件を満たしている場合は、保険料の2割、3割、5割の国庫補助が受けられます。(最大で20年)

※農業者年金の詳細な内容やご相談については、
最寄りのJAまたは農業委員会(099-274-2124)へ
お問い合わせください。



全国農業新聞を購読しませんか！

農業経営と暮らしに役立つ情報を分かりやすく提供します。

★全国農業会議所は、農業・農村の様々な情報等を発信しています。

- ◇ 発刊日 毎週金曜日(月4回)発行。
- ◇ 購読料 月額700円 年間8,400円(消費税・送料込)

※購読を希望される方は、各地区の農業委員または農業委員会へ
お問い合わせください。



令和6年度農作業関連標準賃金表

下記の賃金は、農作業の受委託を行う場合の目安として定められたものですので、燃料費の情勢変化、圃場の状況、距離、搬入路、作業の難易度等によって、当事者間の話し合いで決めてください。

農作業区分		標準賃金
一般農作業最低賃金（実働8時間 賄無し）		7,180円
（10a当たり） 田	耕起から整地（田植えができる状態）まで	19,000円
	耕起のみ（1回程度）	6,300円
	代かき・整地（2回程度）	10,500円
	畦塗り（トラクター、1m当たり）	50円
	田植え機による田植え（側条施肥機付きは1,500円増）	8,000円
	バインダー稲刈り（ビニール紐付き、紐は受託者負担、倒伏の場合は話し合い）	8,400円
	コンバイン稲刈り（コンバイン運搬料、ほ場条件・倒伏の場合は話し合い）	16,800円
（1kg当たり） 乾燥料金	生もみ、麦	25円
	半乾燥もみ（水分18%以下）	15円
（10a当たり） 農薬散布	粉剤・乳剤・水和剤・粒剤（農薬は耕作者負担） ドローンによる散布（農薬は耕作者負担）	2,100円
（10a当たり） 畑	耕起（ロータリー）	6,300円
	”（すき）	7,300円
	甘しょ（うねたてのみ）	6,300円
	”（うねたて、マルチ張り）	9,000円
	”（うねたて、マルチ張り同時消毒）	11,500円
	”（つるきり）	4,200円
	”（掘り起こし） ”（自走式ハーベスタによる掘り取り）（青果用は話し合い）	4,800円 17,000円
（稼働1時間当たり） 草刈り料金	草払い機による草刈り料金	1,600円
	ハンマーナイフ（トラクター）及び自走式草刈機（モア）による草刈り料金	2,500円
ハーベスタ料金 もみ30キロ当り（結束機付は100円増）		500円

※上記標準賃金には消費税が含まれています。

令和6年度 農地の賃借料情報

令和6年度の農地の賃借料情報を提供します。

この情報を参考にしながら、貸す人と借りる人が十分に話し合って、賃借料を決めてください。

1 田畑の賃借料情報

地域名	地目	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
東市来	田	4,400円	17,000円	3,000円	121	
	畑	3,500円	6,500円	1,700円	112	
伊集院	田	5,300円	9,200円	3,000円	43	
	畑	3,800円	6,000円	2,000円	28	
日吉	田	6,000円	13,000円	2,700円	115	田の賃借料には「日吉町土地改良区経常賦課金 3,000円」は含まれていません。
	畑	5,000円	6,500円	2,000円	135	
吹上	田	7,500円	10,000円	3,000円	318	田畑の賃借料には「吹上町土地改良区賦課金」は含まれていません。
	畑	5,500円	10,000円	2,400円	602	
全体	田	6,400円			597	
	畑	5,100円			877	

2 茶畑の賃借料情報

地域名	平均額	データ数	備考
日置市全域	7,000円	135	

- 【備考】
- ① 令和2年12月から令和5年11月までの農業委員会を通じた利用権設定（農地の賃借契約）の情報です。
 - ② 現在の契約内容を必ず変更する必要はありません。
 - ③ 借地料無料、物納での情報は含まれていません。
 - ④ 作物の種類や品種、設備状況等により格差が生じる場合もありますので、あくまでも目安としてご利用ください。
 - ⑤ ハウス栽培の農地の賃借料は除いています。
 - ⑥ 農地10アール（1反）当たりの賃借料です。

日置市農業委員会

【農地の適正管理のお願いについて】

農業委員会では、地域の農業利用の総点検、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止および早期発見・是正対策を目的に市内全域で「農地パトロール（利用状況調査）」を実施しています。

管理不足により雑草等が繁茂して、周囲に影響を及ぼす恐れのある農地が見受けられます。農地は作物を耕作している間だけでなく、年間を通じて農地の適正な管理に努めていただきますようお願いします。

また、農地の貸借を解消する場合は、原状に回復して返還してください。

【農地法第2条の2】

農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

【農業委員会総会開催日および農地法の規定による許可申請書等の受付締切日】

毎月1回、農業委員会総会を下表の日程で開催します。農地の売買、貸し借り、転用等の申請が必要な方は、申請書等受付締切日までに農業委員会へ申請書等を提出してください。

なお、日程は変更になることもありますので、事前に農業委員会へご確認ください。

審議月	申請書等受付締切日	総会開催日
令和6年4月	令和6年4月10日（水）	令和6年4月26日（金）
5月	5月10日（金）	5月28日（火）
6月	6月10日（月）	6月28日（金）
7月	7月10日（水）	7月26日（金）
8月	8月9日（金）	8月28日（水）
9月	9月10日（火）	9月27日（金）
10月	10月10日（木）	10月28日（月）
11月	11月8日（金）	11月28日（木）
12月	12月10日（火）	12月26日（木）
令和7年1月	令和7年1月10日（金）	令和7年1月28日（火）
2月	2月10日（月）	2月28日（金）
3月	3月10日（月）	3月28日（金）

《農業委員会事務局》

- ◆ 住 所 日置市東市来町長里87番地1 日置市役所東市来支所（2F）
- ◆ 連絡先 電話 099-274-2124 FAX 099-274-4074
- ※ 農地に関することでお聞きされたいときは、お気軽にお問い合わせください。



図書館だより



班回覧

日置市立図書館
令和6年3月21日

日置市立図書館ホームページ
<http://www.hioki-library.jp/>

日置市立図書館

検索



または
こちらの二次元コードからどうぞ

いつも市立図書館をご利用いただきまして、ありがとうございます。
春は出会いと別れの季節。親しい人との別れや新しい出会いなど、
さまざまな変化を迎えます。

そこで、今月は「出会いと別れ」をテーマに、5冊紹介します。

出会いと別れ



カードの代わりに、「スマホ」で本が借りられます。



ご利用される方は、上の二次元コードから図書館ホームページへ。

『ありがとう』

谷川 俊太郎/著 講談社/刊
2021年/発行

谷川俊太郎の名詩「ありがとう」を、えがしらみちこが“卒業の日に「私」が思うこと”というイメージを膨らませて描いた絵本。あたらしい人生を歩みだす人に贈りたい一冊。

『アンと幸福』

坂木 司/著 光文社/刊
2023年/発行

「みつ屋」以外にも目が届くようになってきた今日このごろ。別れと出会いと「なんで？」を乗り越えて、アンちゃんも新しい扉を開きます。「和菓子のアン」シリーズ、『ジャーロ』掲載に書下ろしを加え単行本化。

『ひとり暮らしで知りたいことが全部のってる本』

主婦の友社/著 主婦の友社/刊
2021年/発行

部屋探しや引っ越し、インテリアや収納、家事やお金の管理術、防災や防犯、住まいのトラブルの対処法まで、ひとり暮らしをする人が知りたい情報をまとめて紹介する。ひとり暮らしの先輩のアドバイスも収録。

『千年の読書』

三砂 慶明/著 誠文堂新光社/刊
2022年/発行



千年前から、人が本を読む喜びは変わらない。人生の岐路にちょうど、ぴったりの本と出会えるのは、本当に偶然なのか。本に人生を何度も助けられてきた書店員が、「人生を変える一冊」に巡り合うヒントを伝える。

『出会いなおし』

森 絵都/著 文藝春秋/刊
2020年/発行

イラストレーターの時子は、かつて共に仕事をした編集者のナリキヨさんから、仕事の依頼をふたたび受ける。年を重ねて時子が得た感慨とは…。表題作をはじめ、人生の特別な瞬間を凝縮した珠玉の6編を収録。



◆図書館カレンダー◆

休館日

中央図書館

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

東市来図書館

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

ひよし図書館

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

ふきあげ図書館

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				



新しい本のご紹介

【一般書】日置市内の全ての館で所蔵している場合は[全館]と表記します。

令和6年3月21日

書名	著者名	所蔵館
半暮刻	月村 了衛	中央
料理研究家のくせに「味の素」を使うのですか?	リュウジ	
夜明けのはざま	町田 そのこ	中央・東市来・ひよし
70歳のウィキペディアン 図書館の魅力を語る	門倉 百合子	中央・ひよし
東京都同情塔	九段 理江	中央・ふきあげ
江戸でバイトしてみた。 大江戸ハローワーク絵巻物, 古地図で歩く大江戸八百八町 萬職業図鑑	櫻庭 由紀子	東市来
老いたら好きに生きる 健康で幸せなシヨリになるために続けること, 始めること, やめること	和田 秀樹	
こちら空港警察	中山 七里	
空と風と時と 小田和正の世界	追分 日出子	
ワケあり式部とおつかれ道長	奥山 景布子	
ユダヤ人は、いつユダヤ人になったのか バビロニア捕囚	長谷川 修一	東市来・ふきあげ
きみのお金は誰のため ボスが教えてくれた「お金の謎」と「社会のしくみ」	田内 学	ひよし
これぞ副菜280品 素材別だから、考えなくても献立がすぐ決まる!, すべて10分以内!	オレンジページ	
なんでもいきものお絵描きツアー	よこみぞ ゆり	
北欧時間 世界一幸せな国の人たちが教えてくれたこと	日暮 いんこ	
真夜中法律事務所	五十嵐 律人	
1日1分読むだけで身につく定年前後の働き方大全100	佐佐木 由美子	ふきあげ
大谷翔平 規格外ヒーローの秘密	マガジンボックス	
画像生成AIと著作権について知っておきたい50の質問	ニヤタBE ほか	
症状改善!ツボ&リンパマッサージ 66の症状に効くセルフケアを紹介	横山 由美子	
夜明けを待つ	佐々 涼子	

【児童書】日置市内の全ての館で所蔵している場合は[全館]と表記します。

書名	著者名	所蔵館
月さんとザザさん	角野 栄子	中央・ひよし
こんなときなに食べる? からだおたすけ食べ物事典	牧野 直子, 坂井 建雄	東市来
魔ちがいだらけの初恋バトル 黒魔女さんが通る!!スペシャル	石崎 洋司	
このほん	かげやまとおる	東市来・ひよし
ステーキ 12のおいしいきのはなし	はらぺこめがね	東市来・ふきあげ
おとうさんをかして	チョ ウオニ	ひよし
ハヤタケ先生の魚食大百科	早武 忠利	
10歳からの言いかえ図鑑	大野 萌子	ふきあげ
ぞうくんはいちねんせい	ながしま ひろみ	
平安姫 かがやく宮廷の才女たち, 紫式部, 清少納言ほか	藤咲 あゆな	

◇携帯電話から図書館資料の検索や貸出予約をしたり、貸出・予約状況を見ることができます。

◇インターネット(Web)での予約が可能です。インターネット予約をご利用される方は「[メールアドレス、パスワード登録・変更](#)」から登録を行ってください。

◆スマートフォンの方 ◆携帯電話の方



お知らせ

本の返却について

借りた本は、日置市内のどちらの館でも返却可能です。休館日・閉館時間にご返却の際は、各館の返却ポストをご利用ください。長期延滞の利用者様には、図書館から電話またはハガキでご連絡いたします。その後速やかにご返却ください。

回覧 日置市 少年補導センターだより

令和6年3月 発行

日置市少年補導センター事務局
(日置市教育委員会社会教育課)

電話：248-9432

春の「^{ふるさと}郷土に学び・育む青少年運動」 3月11日（月）～4月10日（水）

春は、卒業・進学・就職など、青少年にとって人生の節目となる大切な時期です。青少年の生活環境が変わるこの時期に、家庭、学校、職場、地域および関係機関・団体などが緊密な連携を図りながら、青少年育成を進めましょう。



家庭では

- ◆ 「家庭の日」「育児の日」を中心に、家族がふれあう時間をもうけましょう。
- ◆ 子どもと対話しながら、我が家の「家庭のルール」をつくりましょう。
- ◆ 保護者自身が、より良い社会をつくろうとする活動に参加する姿を見せましょう。
- ◆ 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の実践など、基本的な生活習慣の育成に努めましょう。



地域では

- ◆ 「あいさつ・声かけ運動」など地域住民が一体となった活動に取り組みましょう。
- ◆ 「青少年育成の日」を中心に、地域活動やボランティア活動に青少年の活躍の場を設けて、青少年に地域社会の一員であるという意識を育てましょう。
- ◆ 子どもの活動や子育て家庭を温かく見守り、相談にのりましょう。



学校では

一緒に！

職場では

- ◆ 家庭や児童生徒に、地域や関係機関・団体などの活動への参加を呼びかけ、地域活動を推進しましょう。
- ◆ 地域住民が参加できる学校行事やPTA行事を企画しましょう。
- ◆ 春休みの過ごし方や新しい年度に向けての心構えについて、児童生徒への指導を徹底するとともに、家庭や地域と連携を図り、非行防止や事故防止に努めましょう。



- ◆ 「ワークライフバランス」を推奨し、勤労青少年に働く喜びを与えられる職場づくりに努めましょう。
- ◆ 授業参観やPTA活動・青少年育成活動・地域活動などへ参加しやすい職場環境づくりに努めましょう。
- ◆ 「ノー残業デー」や毎月19日は「育児の日」を設定して、家庭の団らんを応援する職場づくりに努めましょう。



子どものスマホ利用は「ペアレンタルコントロール」を意識しましょう！

- ペア・親子で一緒に。(使い方や家庭でのルールを話し合しましょう。)
- レンタル・親が購入して「貸し」与えている意識をもつ。
- コントロール・間違った使い方をして危険な目に遭わないように導く。 ※フィルタリングの有効活用



<令和5年度 街頭補導の状況>

市少年補導センターでは、東市来、伊集院、日吉、吹上の4地域において、50人の少年補導委員が街頭補導を行っています。各地域での街頭補導の状況です。



地 域	街頭補導の状況、気付いたことなど
東市来 街頭補導6回	○ 昨年度に比べ、声かけをした人数は増えた。迎え待ちや夏場の海浜公園にいる子どもたちへの声かけが大半であり、公園や路上、コンビニで子どもの姿はほぼ見られなかった。
伊集院 街頭補導11回	○ 薄暗くなった公園で帰宅しない高校生に、気を付けて帰宅するよう声かけをして促した。全員礼儀正しく素直に応じてくれた。 ○ 青パトによるパトロール（週1回 15:30 から1時間程度）でも、問題行動や不審者などは見られなかった。
日 吉 街頭補導2回	○ 出歩いている子どもや不審者などを見かけることはなかった。 ○ パトロールの時間を活用して、補導委員間の情報交換や地域の実情についての相互理解を図ることができた。
吹 上 街頭補導6回	○ 部活動帰りの高校生3名が、携帯を見ながら自転車を運転している姿を見かけたので注意した。

<令和5年 日置警察署管内における少年非行などの概況>

1 不良行為少年の概況【令和5年12月31日現在（暫定数）】 ()は令和4年

	中 学	高 校	大学・専門校	無 職	有 職	その他	合 計	うち女子
深夜徘徊	0(2)	2(6)	0(0)	0(1)	2(2)	0(1)	4(12)	0(0)
喫 煙	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
不健全性的行為	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	1(0)
怠 学	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
飲 酒	0(0)	5(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(0)	0(0)
暴走行為	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
そ の 他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合 計	0(2)	9(6)	0(0)	0(1)	2(2)	0(1)	11(12)	1(0)

2 非行少年の概要【令和5年12月31日現在（暫定数）】 ()は令和4年

	中 学	高 校	大学・専門校	無 職	有 職	その他	合 計	うち女子
窃 盗	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)
占有離脱物横領	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
建造物侵入	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
傷 害	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)
器物損壊	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
そ の 他	1(1)	1(0)	0(4)	0(0)	0(0)	0(0)	2(5)	1(0)
合 計	2(1)	2(0)	1(4)	0(0)	0(0)	0(0)	5(5)	1(0)

3 家出少年の概要（各年12月の比較）

	男	女	計
R3	3	1	4
R4	3	2	5
R5	3	3	6

全体的に不良行為・非行の件数は少ないですが、少年による飲酒が大幅に増え、非行少年の件数も前年と変わりません。また、家出少年も増加傾向にあります。家庭と社会が協力して非行や事件・事故から子どもたちを守りましょう。



日置市PTA連絡協議会

スマホ・タブレット・ゲーム機等の 利用についての提言



※「スマホ・タブレット・ゲーム機等」とは、PCや携帯電話、携帯音楽プレーヤーなど、ネット接続ができる機器全てを意味します。

子どもを守る責任は保護者にあることを自覚し、家庭での情報モラル教育に努めます。

保護者は、ネット上の危険について学び、子どもに教え、啓発していく必要があります。

子どもたちが被害者や加害者になるのを防ぐのは、機器を買い与えた保護者の責任です。

子どもたちの公開した画像・音楽データ等で訴訟が起こった場合、責任を取るのももちろん保護者です。

■ 悪意あるサイトに潜む罠（ワンクリック詐欺等）にかからないように、安易にクリックしてはいけません。

■ ネットは全世界とつながっています。個人情報を書き込むことは、非常に危険な行為です。



■ ネット上で知り合った人と実際に会うことは、非常に危険です。「自分だけは大丈夫」ということはありません。

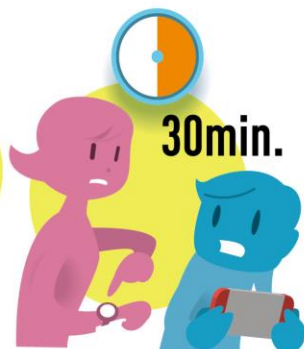


■ 他人を傷つける言葉や画像を送ることは、絶対にしてはいけません。誰が送ったのかは必ず分かります。

子どもの心と身体を守るために、利用するときは、ルールやマナーを守らせます。

■ 写真には位置情報が入っていることがあります。ネット上に公開すると、不特定多数の人がその場所を特定することができます。

■ 長時間利用をしている子どもたちは、睡眠不足になり生活習慣を崩したり、学習時間が減少したりしています。



スマホ・タブレット・ゲーム機等の

利用時間を設定し、**夜9時まで**を基本としましょう。

■ 夜9時以降のラインやメール等での連絡は、お互いの生活に迷惑をかけてしまうので、厳に慎みましょう。



家庭での利用ルールを作りましょう！



毎月第3土曜日は「**青少年育成の日**」です。地域ぐるみで青少年を育てましょう。

- ◆ みんなが参加できる地域行事にいきましょう。
- ◆ 継続的なあいさつ・声かけ活動に取り組みましょう。
- ◆ 青少年に好ましい地域環境づくりに努めましょう。
- ◆ 地域全体で、子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を進めましょう。



毎月第3日曜日は、「**家庭の日**」です。家庭でも社会性・規範意識を身につけさせましょう。

- ◆ 家庭の仕事は、家族で話し合い、みんなで協力しましょう。
- ◆ 一日一回は、家族みんなで食事をともにし、会話を楽しみましょう。
- ◆ ひと月に一回は、家族で体験活動に参加しましょう。
- ◆ 地域活動やボランティア活動で、「社会の一員だ」という意識を育てましょう。



毎月19日は、「**育児の日**」です。みんなで子育てを応援しましょう。

- ◆ 交通事故や犯罪にあわないよう、子どもたちの安全を見守りましょう。
- ◆ 多世代交流などで、子どもたちに自然や地域の伝統を生かした体験をさせましょう。
- ◆ 子育てと仕事を両立しやすい環境づくりに努めましょう。



《困ったり悩んだりしたときは、気軽に相談しましょう。》

- ◎ 子育てについての相談は『**日置市子ども支援センター**』で受け付けています。
 [子ども支援センターは、市役所別館介護予防拠点施設内に設置されています。]
 電話 099-272-2309 (直通) 099-273-2111 (内線1437)
 相談受付時間 午前9時～午後5時(祝日・年末年始除く月～金)

<県内の主な青少年相談機関>

相談機関名	電話番号	相談時間	相談内容
かごしま教育ホットライン24	099-294-2200 0120-783-574 (携帯電話不可)	全日 24時間	いじめ・不登校などの子どもに関すること
子ども・家庭110番	099-275-4152	月～金 (祝日・年末年始除く) 9:00～22:00	養護・育成・非行・心身障害・里親 などの子どもに関すること
中央児童相談所	099-264-3003 (面談は要予約)	月～金 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:15	
精神保健福祉協議会 (こころの電話)	099-228-9566 099-228-9567	月～金 9:00～16:30	精神的不安や心の悩みに関すること
かごしま子ども・ 若者総合相談センター	099-257-8230 (面談は要予約)	火～日・祝 (月休み) 10:00～17:00	不登校・ひきこもりなどに関すること
少年サポートセンターヤングテレ フォン・メール	099-252-7867 kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp	月～金 (祝日・年末年始除く) 8:30～17:15	非行防止・健全育成に関すること
P.T.Aすくすくライン (県P.T.A連合会)	0120-581-185	月～金 (祝日・年末年始除く) 9:00～17:00	子育て・家庭教育に関すること
鹿児島いのちの電話	099-250-7000	全日・24時間	生きる力を失いかける悩みや不安